

草の根

札幌北区社保協ニュース

発行 北区社保協事務局
連絡先 762-9085 勤医協北区病院
発行責任者 戸田輝夫

NO5

2007年11月6日発行

怒りをたかいに

9月の幹事会で後期高齢者の医療制度について戸田代表を講師にして学習を深めました。その後、5人の講師団を決め、この医療制度とこれを運営する広域連合についての学習を地域や職場を中心に小規模の単位でおこない、あわせてこの制度の中止・撤回を求める署名を広げてゆくことを決めました。この10月末までに、老人クラブや町内会をはじめ、地域の年金者組合や新婦人

の会、友の会などの班組織や後援会、職場の部署ごとなどですでに30か所を超える学習会がもたれ、署名も120筆を集めた老人クラブが届けてきたり、一人で380筆以上も集めている高齢の方も出てきています。

学習会は1000人を超えるものもありますが、できるなら10人から、せいぜい50人規模のものにして、周囲の人に話しかけ用意できる学習会で、問答を交わしながら学べる工夫をしてすすめています。中には「語り手になるための学習会」を求めてきたりするところもあります。幹事会は学習会の参加者が語り手になり、その周囲に学習を広げてゆく動きが連なっ

てゆくことを希って、この取り組みを始めています。学習会では、「ひどい制度だ。若い頃は手りゆう弾を持たされて死を覚悟させられたが、この仕掛けはそれと同じで、俺たちをこの中に無理やり組み込んで死ねと言ってるんだ」と怒りに震えて語る高齢者、「75歳以上の高齢者と65歳以上の障がい者をひと括りにして別建ての医療制度に押し込めたいのは、ハルセン病患者を区分けして隔離したのと同じ差別じゃないですか」「これは高齢者・障がい者の人格や人間性、その人たちの尊厳を足蹴(あしげ)にする残酷な制度だわ」と涙声で訴えた高齢の婦人たち、「この医療費削減の政策の後ろに、医療の世界を金儲けの市場にしようとするアメリカや日本の保険会社、製薬会社がいったり、社会保険の負担を減らそうと企む大企業の居座っているのが透けて見えてきますね」と、学習の内容にあいづちを打って話す医療事務の職員等々、この医療制度の仕組や問題点を知らにつけ、参加者はどこでもこの制度の中止、撤回、廃止の声をあげ、



周りにその学習と署名を広げようと訴えます。そして、広域連合が「意見募集」をしても、いまだにこの制度について対象者に対する説明会すらもどうとしない疑問と不当を語ります。

まもなく14日の「怒りの緊急集会」がもたれます。この集会への参加と、保険料などの条例を決める22日の広域連合議会の傍聴を呼びかけ、健康で安心・安全の医療を求め、主人公の主権をきっちり示してゆきましょう！

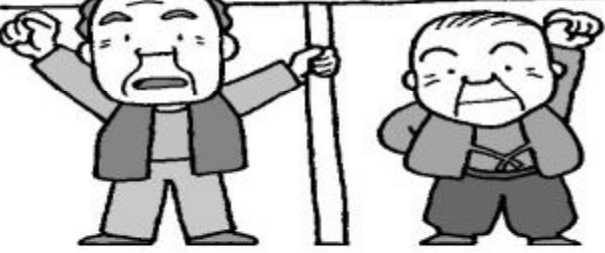
の障がい者をひと括りにして別建ての医療制度に押し込めたいのは、ハルセン病患者を区分けして隔離したのと同じ差別じゃないですか」「これは高齢者・障がい者の人格や人間性、その人たちの尊厳を足蹴(あしげ)にする残酷な制度だわ」と涙声で訴えた高齢の婦人たち、「この医療費削減の政策の後ろに、医療の世界を金儲けの市場にしようとするアメリカや日本の保険会社、製薬会社がいったり、社会保険の負担を減らそうと企む大企業の居座っているのが透けて見えてきますね」と、学習の内容にあいづちを打って話す医療事務の職員等々、この医療制度の仕組や問題点を知らにつけ、参加者はどこでもこの制度の中止、撤回、廃止の声をあげ、

悪法は廃止にすべきだ！ 後期高齢者医療制度



後期高齢者医療制度
怒りの緊急道民集会
とき 11月14日(水) 18:30~20:30
ところ 自治労会館4F
(北区北6西7)
各団体から多数の参加で成功させよう！

広域連合議会を傍聴しましょう
とき 11月22日(木) 10:00~
ところ 国保会館 (中央区南2西14)



障害者控除・寡婦(寡夫)控除などさまざまな控除があります。(北海道社保協・「暮らしに役立つハンドブック」より)

多くの各種制度活用のはじめは「住民税非課税」

医療費、介護保険、障害者自立支援などの保険料や利用料の負担が大変です。しかし、必ず減免制度があります。多くの場合、「住民税非課税」かどうかは分かれ目です。本人が障害者や寡婦(寡夫)で前年所得が125万円以下(公的年金収入だけの場合は年金収入額245万円以下)であれば、非課税になります。該当する方は3月15日までに税務署に、申告を忘れた方は、市町村役場や税務署に相談してください。

障害者控除

○障害者手帳が無くても対象になります ○要介護認定を受けている人は障害者控除が出来ます

税法上の「障害者」となる人は次の通りです。身体障害者手帳などが交付されていなくても、「常時寝たきり」や介護認定を受けている人も対象になります。

知的障害者
精神障害者
身体障害者と
認定された人

常時寝たきりの人

市町村長が身体障害者
に準じると認められた65才以上
の人(介護認定を受けている
人など)ほか

○寝たきり状態の人は、「申立書」「状況説明書」を市町村に提出します

○本人だけでなく家族に障害者がいる場合も対象になります

要介護認定者の障害者控除額

	所得控除額	住民税控除額	障害等級	介護保険の介護度
一般障害者	27万円	26万円	3～6級	要支援・要介護1～3
特別障害者	40万円	30万円	1～2級	要介護4以上

○配偶者控除、扶養控除は、同居特別障害者控除35万円が加算されます。

○市町村によって介護認定区分が違う場合があります、確認してください。

○とくに要支援は、市町村によって対応が違います。札幌は「要支援の人も申請できる」とし、ケースバイケースで認定しています。

手続き(札幌市の場合)

○各区役所福祉課(役所)に行き、「障害者控除対象認定書」を申請・発行してもらいます。

○介護保険証も印鑑も不要で、代理人でも可能ですが、委任状(区役所にあり)が必要です。後日郵送されます。

○5年前までさかのぼって認定書の発行が出来ます。(要介護認定時)

寡婦(寡夫)控除 配偶者をなくされた人で一定の条件を満たすと控除の対象に

以前は年金者控除と合算できませんでしたが、年金者控除の廃止によって、寡婦(寡夫)控除が使えるようになりました。証明や認定は不要ですから、配偶者を亡くされた方(離婚・生死不明)は、下記の表を参照して算定しましょう。また、前年所得125万円以下であれば、確定申告で住民税非課税となり、国保料や介護保険料、各種の負担軽減になります

種別	該当要件	所得控除	住民税控除
寡婦(女性)	夫と死別・離婚、または夫の生死が不明な所得500万円以下	27万円	26万円
寡夫(男性)	妻と死別・離婚、生死不明、所得500万円以下で子ども扶養		
特別寡婦(女性)	夫と死別・離婚、生死不明で、所得500万円以下で子ども扶養	35万円	30万円

その他の控除もチェックしてみよう

①扶養控除に注意すること、子どもや親を誰が扶養するかは自由です。世帯全体の納税額が低くなるような扶養の付け方を考えましょう。

②遠隔地扶養者別居して学校に通っている子どもや親族に仕送りしている場合は、扶養控除が出来ます。扶養者の所得が38万円以下、他人の扶養になっていない場合です。

③社会保険料控除子どもや親の国民年金保険料を払っている場合も対象になります。